

## 職員の懲戒処分について

次のとおり、令和6年7月4日付で職員の懲戒処分を行いました。

### 被処分者

せたな消防署 消防士（19歳）

### 処分内容

停職（6か月）

### 処分年月日

令和6年7月4日

### 事案の概要及び処分理由

被処分者は、令和5年10月8日、SNSの投稿を検索して自らメッセージを送り知り合った女性が18歳未満と知りながら、金銭を渡してみだらな行為をしたとして、令和6年1月29日函館中央署に児童買春・ポルノ禁止法違反（児童買春）の容疑で逮捕され、被処分者が19歳のため少年事件として函館家庭裁判所に送られ、1か月間の観察期間を経て6月21日付で不処分となった。

この行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに消防組織及び職員の信用を著しく失墜させるものであり、その責任は大きいことから地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、第33条檜山広域行政組合職員の懲戒処分等に関する規程第2条に基づき、懲戒処分（停職6か月）とした。

### その他

当該職員の処分に加え、管理監督責任を問うものとして、発生時の所属長と上司を文書による嚴重注意とした。

### 消防長コメント

この度の不祥事につきましては、檜山管内各町の安心安全を守る消防組織として誠に遺憾であり、皆様の信用信頼を大きく損なうものであり深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事を職員一人ひとりが心から厳粛に受け止め、組織・職員が一体となって法令順守を徹底し、職場の改善に取り組み、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

消防長 三好泰彦